

日本国憲法改正原案

日本国憲法の一部を次のように改正する。

第八章の次に次の一章を加える。

第八章の二 緊急事態

（緊急事態の宣言と両議院の議員の任期の特例）

第九十五条の二 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

2 緊急事態の宣言が発せられた場合においては、法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されないものとし、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この憲法改正は、公布の日から〇年を経過した日から施行する。

(施行に必要な準備行為)

第二条 この憲法改正を施行するために必要な法律の制定及び改廃その他この憲法改正を施行するために必要な準備行為は、この憲法改正の施行の日よりも前に行うことができる。